

社会福祉法人慶生会
慶生会 リハ b y デイ 北条
指定通所介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人慶生会（以下「本会」という。）が設置する慶生会 リハ b y デイ 北条（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護 職員、機能訓練指導員等の従業者（以下「通所介護〔指定介護予防通所介護〕従業者」という。）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適正な 指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 本事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、入浴・排泄・食事の介護等、日常生活上必要な世話及び機能訓練を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、在宅介護支援センター、保健・医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 3 本会は、この事業の運営を行い、指定居宅サービス事業者指定基準（以下「指定基準」という。）に基づく適切な通所介護の提供を行う。
- 4 指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の提供にあたっては「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年大阪府条例第115号）、「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成24年大阪府条例第116号）に定める内容を遵守して事業を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 慶生会 リハ b y デイ 北条
- (2) 所在地 大東市北条七丁目4番1号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤 1名 生活相談員兼務)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握、その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。また、それぞれの利用者に応じ作成された通所介護計画について、利用者又はその家族に対し、その内容等についての説明を行うものとする。

(2) 生活相談員 1名 (常勤 1名 管理者兼務)

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の利用の申し込みに係る調整、利用者からの相談、他の通所介護従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また、他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

(3) 介護職員 7名 (常勤 4名、非常勤 3名)

介護職員は、利用者の心身の状態に応じ、利用者に必要な介護及び支援等を行う。

(4) 看護職員 1名 (常勤 1名、)

看護職員は、利用者の健康管理及び医療との連携支援等を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名 (常勤 1名)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、12/31～1/3除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時00分から午後5時30分までとする。
- (4) 延長サービス可能時間帯 提供後 午後5時30分から午後7時30分までとする。

(指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日 1単位 28名とする。

(指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の内容)

第7条 指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護サービス (移動、排泄の介助・見守り等)
- (2) 生活指導 (相談、援助等)、レクリエーション
- (3) 機能訓練
- (4) 健康チェック
- (5) 入浴サービス
- (6) 給食サービス
- (7) 送迎サービス
- (8) 運動機能向上 (介護予防)

(利用料等)

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の支払いを受けるものとする。

2 指定介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)によるものとし、当該指定介護予防通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の支払いを受けるものとする。

3 次条に定める通常の実施地域を越えて送迎を行った場合は、片道 1,000円を徴収する。

4 食材の提供に要する費用については、1食につき **590円**を徴収する。

5 喫茶の提供に要する費用(コーヒー等を提供する際の費用)については、1杯につき100円を徴収する ※飲まれた方のみ利用料と併せてご請求します。

6 おむつ代については、実費を徴収する。

7 その他、指定通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については、実費を徴収する。

8 前5項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

9 指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。

10 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

11 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、大東市、四條畷市、寝屋川市一部地域とする。

(衛生管理等)

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じる。

2 当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求める。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者の迷惑や危険を避けるため、利用者に留意事項を周知する。

(1) 訓練室等を利用する際、決められた時間内、動きやすい服装や履物を着用し、職員付き添いで利用する。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じる。
- 2 利用者に対する指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 3 利用者に対する指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、賠償責任の範囲において、速やかに損害賠償を行う。

(非常災害対策)

- 第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害や地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

- 第14条 指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の提供に係る利用者又は家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
- 2 本事業所は、提供した指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 本事業所は、提供した指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(虐待防止に関する事項)

- 第15条 本事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の処置を講ずるものとする。
- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会の定期的な開催
 - (2) 従業者への委員会結果の周知
 - (3) 虐待の防止のための指針の整備
 - (4) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施
 - (5) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第16条 本事業所は、従業員の資質向上を図るために研修の機会を設け、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

(3) 外部研修 適宜

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 本事業所は、通所介護に関する記録を整備し、サービスを提供した日から最低5年間は保存。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人慶生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。